

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	( )
-------------	--------	-----	-----

別表六の二十四 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

御注意

「特定税額控除規定の適用可否」欄の括弧書のいずれかに該当する場合に限り、この制度の適用を受けることができます。

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否		可	
<p>( 連結親法人事業年度が平成30年4月1日前に開始した連結事業年度の場合、別表六の二(二十六)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合 )</p>			
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円
	調 整 前 連 結 税 額 の 個 別 帰 属 額 $(14) \times \frac{(1)}{(12)}$	2	
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(十四)付表「10」の合計)	3	
	同 上 の うち 建 物 及 び そ の 附 属 設 備 並 び に 構 築 物 に 係 る 額	4	
	税 額 控 除 限 度 額 $((3) - (4)) \times \frac{4}{100} + (4) \times \frac{2}{100}$	5	
	法 人 税 額 基 準 額 $(15) \times \frac{(1)}{(13)}$	6	
	個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7	
	法 人 税 額 基 準 額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8	
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (5)と(8)のうち少ない金額)	9	
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 $(17) \times \frac{(9)}{(16)}$	10	
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (9) - (10)	11	
各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 計 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「56の①」)	12	円
	特 定 事 業 用 機 械 等 の 取 得 を し た 各 連 結 法 人 の 個 別 所 得 金 額 の 合 計 額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	13	
	調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二 (二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	14	
	総 調 整 前 連 結 税 額 基 準 額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15	
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額 (各連結法人の(9)の合計)	16	
	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十五)「7の⑫」)	17	
	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 合 計 額 (16) - (17)	18	

## 別表六の二（十四）の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の14の3第2項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。